

令和6年第1回砂川市議会定例会

令和6年3月7日（木曜日）第4号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1
- 議案第13号 砂川市立義務教育学校設置条例の制定について
 - 議案第26号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第16号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第17号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第18号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第19号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第21号 砂川市敬老助成条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第22号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第24号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第25号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第27号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第28号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第29号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第30号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
 - 議案第31号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
 - 議案第32号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
 - 議案第33号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について
 - 議案第34号 砂川市老人憩いの家の指定管理者の指定について
 - 議案第35号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について

- 議案第 7号 令和6年度砂川市一般会計予算
- 議案第 8号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 9号 令和6年度砂川市介護保険特別会計予算
- 議案第10号 令和6年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第11号 令和6年度砂川市下水道事業会計予算
- 議案第12号 令和6年度砂川市病院事業会計予算
- 散会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第13号 砂川市立義務教育学校設置条例の制定について
- 議案第26号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第19号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 砂川市敬老助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第22号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第24号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第25号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第27号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第29号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第30号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第31号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第32号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

- 議案第33号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について
 議案第34号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について
 議案第35号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 議案第7号 令和6年度砂川市一般会計予算
 議案第8号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計予算
 議案第9号 令和6年度砂川市介護保険特別会計予算
 議案第10号 令和6年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第11号 令和6年度砂川市下水道事業会計予算
 議案第12号 令和6年度砂川市病院事業会計予算

○出席議員（13名）

議長 多比良 和 伸 君	副議長 小 黒 弘 君
議員 是 枝 貴 裕 君	議員 石 田 健 太 君
伊 藤 俊 喜 君	山 下 克 己 君
高 田 浩 子 君	鈴 木 伸 之 君
中 道 博 武 君	水 島 美 喜 子 君
沢 田 広 志 君	武 田 真 君
辻 勲 君	

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂川市監査委員	栗 井 久 司
砂川市選挙管理委員会委員長	千 葉 美 由 紀
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	井 上 守
病院事業管理者	平 林 高 之
総務部長	板 垣 喬 博
兼 会 計 管 理 者	
総 務 部 審 議 監	安 原 雄 二

市 民 部 長	堀 田 一 茂
保 健 福 祉 部 長	安 田 貢
経 済 部 長	野 田 勉
経 済 部 審 議 監	畠 山 秀 樹
建 設 部 長	斉 藤 隆 史
病 院 事 務 局 長	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 次 長	山 田 基
病 院 事 務 局 審 議 監	洪 谷 和 彦
総 務 課 長	岩 間 賢 一 郎
政 策 調 整 課 長	玉 川 晴 久

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	東 正 人
指 導 参 事	堤 雅 宏
教 育 委 員 会 技 監	徳 永 敏 宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	川 端 幸 人
-------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	板 垣 喬 博
-----------------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	野 田 勉
-------------------	-------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	為 国 修 一
事 務 局 次 長	安 武 浩 美
事 務 局 主 幹	斉 藤 亜 希 子
事 務 局 係 長	野 荒 邦 広

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1
- 議案第13号 砂川市立義務教育学校設置条例の制定について
 - 議案第26号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第16号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第17号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第18号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第19号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第21号 砂川市敬老助成条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第22号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第24号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第25号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第27号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第28号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第29号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第30号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
 - 議案第31号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第 3 2 号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第 3 3 号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について

議案第 3 4 号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について

議案第 3 5 号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第 7 号 令和 6 年度砂川市一般会計予算

議案第 8 号 令和 6 年度砂川市国民健康保険特別会計予算

議案第 9 号 令和 6 年度砂川市介護保険特別会計予算

議案第 1 0 号 令和 6 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 1 1 号 令和 6 年度砂川市下水道事業会計予算

議案第 1 2 号 令和 6 年度砂川市病院事業会計予算

○議長 多比良和伸君 日程第 1、議案第 1 3 号 砂川市立義務教育学校設置条例の制定について、議案第 2 6 号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 1 6 号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 1 7 号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 1 8 号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 1 9 号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 1 号 砂川市敬老助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 2 号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 4 号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 5 号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 7 号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 8 号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 2 9 号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 3 0 号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第 3 1 号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第 3 2 号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第 3 3 号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について、議案第 3 4 号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について、議案第 3 5 号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第 7 号 令和 6 年度砂川市一般会計予算、議案第 8 号 令和 6 年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第 9 号 令和 6 年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第 1 0 号 令和 6 年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第 1 1 号 令和 6 年度砂川市下水道事業会計予算、議案第 1 2 号 令和 6 年度砂川市病院事業会計予算の 2 5 件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長 東 正人君（登壇） 私から議案第13号 砂川市立義務教育学校設置条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由であります、令和8年度に砂川市立義務教育学校を設置するため、本条例を制定しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市立義務教育学校設置条例であります、3条立てで構成されており、第1条から順次ご説明申し上げます。

第1条は、趣旨の定めであり、この条例は、砂川市立義務教育学校の設置に関し必要な事項を定めるものとするものであります。

第2条は、名称及び位置の定めであり、学校教育法第38条ただし書（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定により市が設置する義務教育学校の名称及び位置は、次のとおりとする。名称は砂川市立砂川学園、位置は砂川市吉野2条南5丁目1番1号であります。

第3条は、委任の定めであり、この条例に定めるもののほか、必要な事項については、教育委員会が別に定めるものであります。

附則として、第1項は、施行期日であり、この条例は、令和8年4月1日から施行するものであります。

第2項は、砂川市立学校設置条例の廃止であり、砂川市立学校設置条例は廃止するものであります。

第3項は、砂川市病児・病後児保育施設設置条例の一部改正であり、第6条第1項第1号中「小学校3年生」を「義務教育学校3年生」に改めるものであります。

第4項は、砂川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正であり、第3条第3項中「小学校」を「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。第11条及び第27条第3項において同じ。）」に改めるものであります。

第5項は、砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であり、第5条第1項及び第18条中「小学校」を「義務教育学校の前期課程」に改める。第20条中「小学校」を「義務教育学校」に改めるものであります。

第6項は、砂川市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正であり、題名中「砂川市立学校」を「砂川市立義務教育学校」に改める。第1条中「砂川市立学校」を「砂川市立義務教育学校」に改めるものであります。

3ページになります。第7項は、砂川市図書館条例の一部改正であり、第10条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第3号中「小・中学校」を「義務教育学校」に改めるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君（登壇） 私から議案第26号、第27号、第28号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第26号 砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、道路占用料の額を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きください。砂川市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては5ページ、議案第26号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

別表（第2条関係）を改めるものであります。別表（第2条関係）は、道路占用料の額の定めであり、現行の道路占用料の額は道路法施行令に基づく国道の道路占用料に準じた額として定めておりますが、同施行令の改正が行われたことから、改正後の欄のとおりそれぞれ改めるものであります。

10ページをお開きください。附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第27号 砂川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、公園を占有する場合の使用料について、砂川市道路占用料徴収条例に準じた額に改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きください。砂川市都市公園条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては5ページ、議案第27号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

別表第2（第9条関係）を改めるものであります。別表第2（第9条関係）は、使用料の額の定めであり、第3項、公園を占有する場合の使用料につきまして、砂川市道路占用料徴収条例に準じた額として、改正後の欄のとおりそれぞれ改めるものであります。

7ページをお開きください。附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第28号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、北海道の河川法施行条例の一部が改正されたことに伴い、河川敷地占有

料の単価を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きください。砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては5ページ、議案第28号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分にアンダーラインを表示しております。

別表（第21条関係）を改めるものであります。別表（第21条関係）は、占用料の単価を定めるものであり、第2項、河川敷地占用料の額は、北海道の河川法施行条例に準じた額として定めておりますが、同条例の改正が行われたことから、河川敷地占用料の単価を改正後の欄のとおりそれぞれ改めるものであります。

8ページをお開きください。附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君（登壇） 私からは議案第16号から議案第19号まで一括してご説明申し上げます。

初めに、議案第16号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、事務事業量に見合った人員配置に伴う市長の事務部局の職員の増員による職員定数の見直しを図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員定数条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第3条は、職員の定数の定めであり、第1号の市長の事務部局の職員定数について171人を4人増員し、175人に改めるものであります。その内訳であります。アの一般会計に属する職員定数について160人を4人増員し、164人に改めるものであります。市長の事務部局については、事務事業量に見合った職員の配置や新たな行政課題に対応するための職員の配置等を予定していることから、職員定数を4人増員するものであります。

附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第17号 砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、本市職員に対し在宅勤務等手当を支給するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員諸給与条例の一部を改正する条

例であります。改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。なお、条文を加える部分につきましては、条文の要旨をご説明いたします。

目次中「第4章 通勤手当（第11条・第12条）」を「第4章 通勤手当（第11条・第12条） 第4章の2 在宅勤務等手当（第12条の2）」に改めるものであります。

第1条の2は、給与の定めであり、第2項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加えるものであります。

第12条は、通勤手当の支給の額及び支給の方法の定めであり、第2項ただし書中「定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員」を「次条第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員並びに定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員（支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員に限る。）」に改めるものであります。

第4章の次に1章を加えるものであり、第4章の2を在宅勤務等手当とし、第12条の2は、職員に支給する手当に在宅勤務等手当を加え、一定期間以上の期間において1か月当たり平均10日を超えて在宅勤務等を行う職員に対し、月額3,000円を支給することを定めるものであります。

附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第18号 砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。なお、条文を加える部分につきましては、条文の要旨をご説明いたします。

第2条は、会計年度任用職員の給与の定めであり、第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改めるものであります。

第13条は、期末手当の定めであり、第1項中「に限る」の次に「。次条において同じ」を加え、同条の次に1条を加えるものであり、第13条の2は、勤勉手当の定めであり、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給の範囲、額等について定めるものであります。

第20条は、期末手当の定めであり、第1項中「に限る」の次に「。次条において同じ」

を加え、同条の次に1条を加えるものであり、次のページに進みまして、第20条の2は、勤勉手当の定めであり、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給の範囲、額等について定めるものであります。

附則として、第1項は施行期日であり、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

第2項は、砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正であり、第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員(以下「会計年度任用職員」という。)を除く)」を削り、第8条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改めるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第19号 砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、郵便差出箱及び信書便差出箱に係る使用料について、砂川市道路占用料徴収条例に準じた額に改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市行政財産の目的外使用に関する使用料条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

別表は、行政財産使用料の算定基準であります。その他の項中、郵便差出箱及び信書便差出箱について年1個280円を330円に改めるものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 議案第21号及び第22号についてご説明申し上げます。

まず、議案第21号 砂川市敬老助成条例の一部を改正する条例の制定についてであります。改正の理由は、物価高騰の影響を踏まえ、敬老助成券の金額を増額するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の概要について若干申し上げます。敬老助成券の交付は平成9年度から高齢者の社会参加や生きがいの促進及び心身の健康保持を図ることを目的として実施しており、在宅で75歳以上の市民税非課税者を対象として、バス券、入浴券、ハイヤー券のいずれか1つを選択の上、申請していただくものであります。近年の交付実績としてハイヤー券を選択される方が8割以上を占めており、昨年10月より管内のハイヤー初乗り運賃が550円から600円へ増額されたことを踏まえ、高齢者の外出機会が引き続

き確保されるよう、助成金額を増額するものであります。

次のページをお開き願います。砂川市敬老助成条例の一部を改正する条例であります、改正の内容につきましては3ページ、議案第21号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを表示しております。

第3条は、敬老助成券の種類及び金額の定めであり、同条第2項中「5,300円」を「6,000円」に改めるものであります。

附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第22号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります、介護保険法第129条第3項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの介護保険事業運営期間に係る新たな保険料額を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の概要についてご説明申し上げますが、介護保険制度は平成12年4月にスタートし、65歳以上の第1号被保険者の保険料は3年ごとに見直すこととされており、現行は第8期介護保険事業計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間の保険料を年額で定めております。保険料の設定に当たっては課税状況等により区分される段階区分を設けており、現行の保険料は国が定める標準段階に合わせて第1段階から第9段階までの9段階に設定していますが、次期の第9期計画について国は介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、第1号被保険者間の所得再分配機能を強化するため、段階区分を9段階から13段階へ増やすことを踏まえ、今後3年間における市の保険料につきましても低所得の方への負担軽減を図るとともに、高所得と考えられる方の階層区分を細分化し、新たに4つの段階を新設することで計13段階とするものであります。なお、現行の保険料基準額は第5段階の月額5,000円、年間6万円ですが、介護給付費準備基金を活用の上、次の3年間においてもこの基準額を据え置くものであります。

次のページをお開き願います。砂川市介護保険条例の一部を改正する条例であります、改正の内容につきましては3ページ、議案第22号附属説明資料、新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後であり、改正部分にはアンダーラインを付しております。

第4条は、保険料率の定めであり、第1項、第2項、第3項及び第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改めるものであります。

第1項第1号中「3万円」を「2万7,300円」に改め、同項第2号中「4万5,000円」を「4万1,100円」に改め、同項第3号中「4万5,000円」を「4万1,400円」に改め、同項に次の4号として第10号、令第38条第1項第10号に掲げる

者、11万4,000円、第11号、令第38条第1項第11号に掲げる者、12万6,000円、第12号、令第38条第1項第12号に掲げる者、13万8,000円、第13号、令第38条第1項第13号に掲げる者、14万4,000円を加えるものであります。補足いたしますと、第4条第1項第1号から第3号は保険料段階区分における第1段階から第3段階に該当する方の年間保険料に係る規定であります。いずれも公費負担による保険料の軽減を強化する前の金額に係る改正であり、同項第10号から第13号は国の標準段階に合わせ、新設する4つの段階区分に関わる年間保険料を定めるものであります。

次に、第4条第2項中「1万8,000円」を「1万7,100円」に改め、同条第3項中「1万8,000円」を「1万7,100円」に、「3万円を」「2万9,100円」に改め、同条第4項中「1万8,000円」を「1万7,100円」に、「4万2,000円」を「4万1,100円」に改めるものであります。補足いたしますと、第4条第2項から第4項は第1段階から第3段階の保険料に適用する公費負担による軽減強化の規定であり、改正後の金額が第1段階から第3段階の方に適用される公費軽減後の年間保険料となるものであります。

次に、第6条は、賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の定めであります。4ページになります。第6条第3項の改正は、要旨を申し上げることによって説明とさせていただきますが、賦課期日以降に介護保険料の段階区分が変更となる場合、変更前の月割り額と変更後の月割り額による合算額が年間保険料となりますが、当該段階に該当させることで要保護者とならない場合等に適用する段階区分の変更に関し、現行は第1段階から第8段階までに適用されますが、段階区分の新設に伴い、改正後は第1段階から第12段階までに適用されることから、改めるものであります。

附則として、第1項は、施行期日の定めであり、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、改正後の第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとするものであります。

なお、5ページには参考資料として介護保険事業計画に係る第8期計画期間（令和3年度から5年度）と第9期計画期間（令和6年度から8年度）の第1号被保険者保険料の比較表を添付しておりますので、ご高覧いただきたいと思います。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君（登壇） それでは、私から議案第24号、第25号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第24号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について

ご説明申し上げます。

改正の理由は、助成制度の期限を延長することにより、引き続き企業の立地を促進するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開き願いたいと存じます。砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては3ページ、議案第24号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

附則第3項中「令和6年3月31日」を「令和10年3月31日」に改めるものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第25号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、助成の種類に資格等取得支援事業、従業員家賃支援事業及び事業承継促進事業に対する助成を加えるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例であります。改正内容につきましては5ページ、議案第25号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第2条は、定義の定めであり、同条に第5号として、資格等 国家資格、技能検定、技能講習又は厚生労働大臣指定の専門実践教育訓練、特定一般教育訓練若しくは一般教育訓練の対象となっている資格をいう。

第6号として、事業承継 中小企業者がその代表者の親族若しくはその役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。）、使用人その他の従業員若しくは構成員に事業を引き継ぐこと又は第三者に事業譲渡、株式譲渡その他の方法により事業を引き継ぐことをいうを加えるものであります。

第5条は、助成の種類のためであり、同条中「第11条」を「第11条の4」に改め、第7号の次に、第8号として資格等取得支援事業に対する助成、第9号として従業員家賃支援事業に対する助成、第10号として事業承継促進事業に対する助成を加え、第8号を第11号に改めるものであります。

第11条の次に3条を加えるものであり、第11条の2は、資格等取得支援事業に対する助成のためであり、市長は、中小企業者等が従業員（市内に住所を有する者であって、当該中小企業者等の代表者（法人にあつては、その役員も含む。）の3親等以内の親族でないものをいう。以下同じ。）に対し業務に必要な資格等を取得させる事業を行ったときは、当該中小企業者等に対し、助成金を交付することができる。

6 ページになります。第 2 項として、前項に定める助成金の対象となる経費は、事業の実施に要する費用のうち、資格等の取得に要する受験料、受講料及び登録費用とする。

第 3 項として、第 1 項に定める助成金の額は、事業に要した費用のうち、前項に定める費用の 100 分の 50 以内とし、その限度額は、次の各号に掲げる雇用している従業員数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、従業員 1 人につき資格等当たり 5 万円をその限度額とする。

第 1 号として、5 人以下、10 万円。

第 2 号として、6 人以上 20 人以下、30 万円。

第 3 号として、21 人以上、50 万円。

第 4 項として、第 1 項の助成を受けた中小企業者等は、助成の対象となった従業員が資格等を取得した後 1 年以内に転出し、又は退職したときは、市長に助成金を返還するものとするを加えるものであります。

第 11 条の 3 は、従業員家賃支援事業に対する助成の定めであり、市長は、中小企業者等又は中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 5 号に規定する者（以下「医業を主たる事業とする法人」という。）若しくは社会福祉法第 2 2 条に規定する者（以下これらを「従業員家賃支援事業対象者」という。）が市外から転入した従業員が賃借する住居（当該従業員を雇用する事業主が所有する住宅及び公営住宅を除く。以下同じ。）の家賃の助成する事業（新たに開始する助成又は金額を増額する助成に限る。）を行ったときは、当該従業員家賃支援事業対象者に対し、助成金を交付することができる。

第 2 項として、前項に定める助成金の対象となる従業員は、次に掲げる者とする。

第 1 号として、前項の転入時に年齢が 40 歳未満である者。

第 2 号として、雇用保険に加入している者。

第 3 項として、第 1 項に定める助成金の対象となる経費は、事業の実施に要する費用のうち、契約に基づく住居の賃借料とする。

7 ページになります。第 4 項として、第 1 項に定める助成金の額は、事業に要した費用のうち、前項に定める費用の 100 分の 50 以内とし、その限度額は月額 1 万円とする。

第 5 項として、第 1 項に定める助成金の交付は、従業員が転入した月から起算して 3 6 月を限度とするを加えるものであります。

第 11 条の 4 は、事業承継促進事業に対する助成の定めであり、市長は、中小企業者が事業承継に係る事業を行ったときは、当該中小企業者に対し、助成金を交付することができる。

第 2 項として、前項に定める助成金の対象となる経費は、事業の実施に要する費用のうち、別表第 3 に掲げるものとする。

第 3 項として、第 1 項に定める助成金の額は、事業に要した費用のうち、別表第 3 に掲げる費用の 100 分の 50 以内とし、その限度額は 50 万円とするを加えるものでありま

す。

第12条は、融資のあっせんの定めであり、同条中「中小企業信用保険法第2条第1項第5号に規定する者」を「医業を主たる事業とする法人」に改めるものであります。

8ページになります。別表第2の次に、別表第3（第11条の4関係）を加えるものであります。

附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君（登壇） 議案第29号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、診療における専門性を高める観点から診療科を細分化するとともに、結核患者の減少により結核病床を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第29号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第5条は、経営の基本の定めであり、第2項中、診療科目の呼吸器内科の次に「消化器内科」を加え、次ページになります。同条第3項中、病床数の「結核病床 6床」を削り、「498床」を「492床」に改めるものであります。

附則として、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君（登壇） 私から議案第30号から議案第32号までについてご説明申し上げます。

初めに、議案第30号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市北地区コミュニティセンター条例第7条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので議会の議決を求めます。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市北地区コミュニティセンターで、所在地は砂川市空知太西4条4丁目107番地2であります。

2、指定管理者の名称は、そらっぶセンター運営委員会であります。

3、管理を行わせる期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までであります。指定の理由であります。砂川市北地区コミュニティセンターについては、そらっぶセ

ンター運営委員会が指定管理者として管理運営体制が維持されており、地域住民の自主活動活発化に寄与することから、その実績により継続して当該委員会を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第31号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市東地区コミュニティセンター条例第7条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので議会の議決を求めるものであります。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市東地区コミュニティセンターで、所在地は砂川市焼山173番地4であります。

2、指定管理者の名称は、砂川市東地区コミュニティセンター管理運営協議会であります。

3、管理を行わせる期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までであります。

指定の理由であります。砂川東地区コミュニティセンターについては、砂川市東地区コミュニティセンター管理運営協議会が指定管理者として管理運営体制が維持されており、地域住民の自主活動の活発化に寄与することから、その実績により継続して当該協議会を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第32号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市南地区コミュニティセンター条例第7条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので議会の議決を求めるものであります。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市南地区コミュニティセンターで、所在地は砂川市東5条南11丁目3番5号であります。

2、指定管理者の名称は、南地区コミュニティセンター運営委員会であります。

3、管理を行わせる期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までであります。

指定の理由であります。砂川市南地区コミュニティセンターについては、南地区コミュニティセンター運営委員会が指定管理者として管理運営体制が維持されており、地域住民の自主活動の活発化に寄与することから、その実績により継続して当該委員会を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 経済部長。

○経済部長 野田 勉君 (登壇) 私から議案第33号及び議案第35号についてご説

明申し上げます。

初めに、議案第33号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市オートスポーツランド条例第7条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので議会の議決を求めるものであります。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、オートスポーツランドスナガワであり、所在地は砂川市オアシスであります。

2、指定管理者の名称は、株式会社邦明商事であります。

3、管理を行わせる期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までであります。

指定の理由であります。オートスポーツランドスナガワにつきましては、株式会社邦明商事が指定管理者として管理運営体制が維持されており、その実績により継続して当該法人を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第35号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市北吉野コミュニティセンター条例第6条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので議会の議決を求めるものであります。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市北吉野コミュニティセンターであり、所在地は砂川市北吉野町299番地2であります。

2、指定管理者の名称は、砂川市北吉野コミュニティセンター運営委員会であります。

3、管理を行わせる期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までであります。

指定の理由であります。砂川市北吉野コミュニティセンターにつきましては、砂川市北吉野コミュニティセンター運営委員会が指定管理者として管理運営体制が維持されており、地域住民の自主活動の活発化に寄与することから、その実績により継続して当該委員会を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 議案第34号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市老人憩の家条例第6条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので議会の議決を求めるものであります。

施設は市内5か所の老人憩の家であり、1、管理を行わせる施設の名称及び所在地及び2、指定管理者の名称及び施設名について併せてご説明申し上げます。1か所目は、砂川市空知太老人憩の家であり、所在地は砂川市空知太東2条4丁目1番36号、指定管理者

は砂川市空知太老人憩の家運営委員会であります。2か所目は、砂川市石山老人憩の家であり、所在地は砂川市空知太東3条2丁目10番5号、指定管理者は砂川市石山団地町内会であります。3か所目は、砂川市北光老人憩の家であり、所在地は砂川市西3条北16丁目1番10号、指定管理者は砂川市北光団地町内会であります。4か所目は、砂川市南吉野老人憩の家であり、所在地は砂川市吉野2条南6丁目3番9号、指定管理者は砂川市南吉野町内会長連絡協議会であります。5か所目は、砂川市宮川老人憩の家であり、所在地は砂川市西3条南10丁目2番5号、指定管理者は砂川市宮川老人憩の家運営委員会であります。

3、管理を行わせる期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までであります。

指定の理由であります。各老人憩の家につきましては町内会等が指定管理者として管理運営体制が維持されており、高齢者及び地域住民の福祉の向上が図られることから、その実績により継続して当該町内会等を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 議案第7号の提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時54分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

議案第7号の提案説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 板垣喬博君（登壇） 議案第7号 令和6年度砂川市一般会計予算についてご説明申し上げます。

初めに、予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。第1条は、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ156億3,600万円と定めるものであります。この予算は、令和5年度6月補正後予算と比較いたしますと17億9,847万1,000円の増となり、対前年比で13.0%の増となったところであります。

第2条は、継続費であります。9ページ、第2表、継続費に記載のとおり、10款教育費、1項教育総務費の義務教育学校建設工事78億8,260万円について令和6年度、令和7年度の2か年の継続事業として総額及び年割額を定めるものであります。

第3条は、債務負担行為であります。10ページ、第3表、債務負担行為に記載のとおり、農業振興地域整備計画更新業務委託について期間を令和6年度から令和7年度まで、限度額を951万5,000円と定めるものであります。

第4条は、地方債であります。11ページ、第4表、地方債に記載のとおり、公営住宅建設事業債以下8件について限度額の合計を22億4,010万円と定めるものであります。

第5条は、一時借入金であります。一時借入金の借入れの最高額を30億円と定めるものであります。

第6条は、歳出予算の流用であります。同一款内で各項の間の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合と定めるものであります。

それでは、内容の説明を申し上げますが、市政執行方針の28ページに令和6年度予算大綱説明資料を添付しておりますので、こちらに沿って説明してまいります。歳出から説明いたしますので、32ページをお開きいただきたいと存じます。予算書におきまして事業ごとに説明しておりますので、説明資料につきましても同様の表示としたところであります。説明資料につきましても予算書のページを記載しておりますが、ページにつきましても省略して説明させていただきます。また、各項目の頭に付してある一つ丸は継続事業であり、二重丸及びアンダーラインを付してあるのは新規事業あるいは臨時事業であります。なお、括弧内の数字は前年度6月補正後予算額であります。それでは、二重丸及びアンダーラインの事業を中心に説明してまいります。

1款議会費は9,772万2,000円で、前年度と比較して53万1,000円の増となります。

1目議会費の一つ丸、議会の運営に要する経費でペーパーレス会議システム利用料36万5,000円は、ペーパーレス会議システムを導入することにより議案、資料等のペーパーレス化やスケジュールの共有等を行うことで議会活動の利便性の向上及び議会関連業務の効率化を図るためのものであり、備品購入費7万6,000円は本会議における質疑または一般質問において写真、パンフレット等を使用する際の議場説明用ボードスタンドを購入するものであります。

2款総務費は10億8,320万8,000円で、前年度と比較して1,531万円の増となります。

1目一般管理費の一つ丸、庶務事務に要する経費で文書管理・電子決裁システム保守点検委託料54万1,000円及び文書管理・電子決裁システム使用料223万1,000円は、令和5年8月にプロポーザルにて導入したシステムの保守費用及びシステム使用料であります。

4目会計管理費の一つ丸、会計事務に要する経費で備品購入費316万5,000円は、現在窓口業務で使用している小型入出金管理機について令和6年7月から発行される新紙幣に対応する機種に更新するものであります。

5目財産管理費の一つ丸、公用車の管理に要する経費で車両購入費568万1,000円は、計画的に更新している公用車の本年度計画分2台の更新費用であります。

10目市民生活推進費の一つ丸、東地区コミュニティセンターの管理に要する経費で照明LED化改修工事費938万3,000円は、施設照明をLED化するものであります。

1 1 目情報化推進費の一つ丸、情報化推進に要する経費で機器廃棄処理委託料1 4 5 万8, 0 0 0 円は、職員のパソコンの更新に伴い、不用となるパソコン等を処分するための委託料であり、デジタルトランスフォーメーション推進業務委託料3 5 2 万8, 0 0 0 円は、国はデジタルトランスフォーメーション推進のマネジメントを担う外部人材の積極的な任用を求めており、砂川市デジタルトランスフォーメーション推進本部長補佐官業務について委託するものであり、メールセキュリティーシステム更新委託料1 3 1 万6, 0 0 0 円は令和7年3月に外部より受信するインターネットメールのセキュリティーソフトのサポートが終了することから更新するものであり、備品購入費4, 8 2 6 万3, 0 0 0 円は計画的に更新している職員の情報系のパソコンの本年度計画分2 0 3 台及びモニター、パソコン設定費用等であります。

1 目徴収費の一つ丸、市税の賦課事務に要する経費で申告支援システム申告書電子引継ぎ設定委託料2 2 万3, 0 0 0 円は、書面による税務署への確定申告書の引継ぎを電子引継ぎできるよう、申告支援システムの設定を変更するためのもので、システム改修委託料4 4 0 万円は令和6年度の税制改正により所得税及び個人住民税の定額減税が実施されることに伴い、システムを改修するものであります。同じく一つ丸、市税の徴収事務に要する経費で滞納管理システム改修委託料4 4 万円は、令和元年度の税制改正により令和6年度から国内に住所のある個人に対して森林環境税が課税されることに伴い、システムを改修するものであり、情報システム標準化・共通化業務委託料1 0 8 万9, 0 0 0 円は、滞納管理システムについて国で定める業務の標準化、共通化への移行に向けて必要な環境構築業務を行うものであります。

1 目戸籍住民基本台帳費の一つ丸、戸籍住民基本台帳に要する経費で戸籍システム改修委託料1 4 4 万1, 0 0 0 円は、戸籍及び戸籍の附票の読み仮名記載に対応するためシステムを改修するものであり、情報システム標準化・共通化業務委託料1 8 4 万8, 0 0 0 円は、戸籍情報システム及び戸籍附票システムについて国で定める業務の標準化、共通化への移行に向けて必要な環境構築業務を行うものであり、戸籍システム更新委託料6 9 9 万6, 0 0 0 円は、機器の法定耐用年数及び保守期限を迎えたことから、システムを更新するものであります。同じく一つ丸、住民基本台帳ネットワークシステム管理に要する経費で備品購入費7 3 6 万6, 0 0 0 円は、住民基本台帳ネットワークシステムについてJ-L I Sより機器の更新について標準更新期間が示されたことに伴い、機器を更新するものであります。同じく一つ丸、旅券事務に要する経費で備品購入費4 4 万6, 0 0 0 円は、旅券の交付時に受け取り者が旅券内容を確認するためのI C旅券用窓口端末機について機器の耐用年数が経過することから更新するほか、今年度からの電子申請、切替え申請のみであります。の開始に伴い、バーコードリーダーを購入するものであります。同じく一つ丸、住民票等コンビニ交付サービスに要する経費でシステム改修委託料6 6 万円は、令和6年度から森林環境税が課税されることに伴い、発行する税証明書についてレイアウト

を変更するため、システムを改修するものであります。

同じく目が丸の知事・道議選挙費、同じく目が丸の市長・市議選挙費は、皆減であります。

次に、3款民生費は25億9,170万3,000円で、前年度と比較して1億9,256万6,000円の増となります。

1目社会福祉総務費の二重丸、社会福祉協議会補助金2,972万6,000円は、これまでの運営費補助に加え、高齢化等による権利擁護事業や日常生活自立支援事業等の増加に対応するため、令和6年度より社会福祉協議会の相談員を1名増員し、職員体制の強化を図ることから、係る費用について支援するものであります。同じく二重丸、旧総合福祉センター解体工事費補助金5,063万8,000円は、旧総合福祉センターについて老朽化による危険性の除去など周辺環境整備のため、社会福祉協議会に対し解体工事に対する支援を行うものであります。

4目身体障害者福祉費の一つ丸、重度心身障害者医療に要する経費でシステム改修委託料22万6,000円は、医療費を無料化することに伴い、令和6年8月以降に交付する重度心身障害者医療の受給者証の修正のためシステムを改修するものであり、医療費扶助3,197万4,000円のうち、子育て世帯の負担軽減のため高校生等まで医療費を無料化することに伴う増額分は17万4,000円であります。

6目老人福祉費の二重丸、社会福祉法人砂川福祉会運営補助金117万5,000円は、市内の介護サービスにおいて極めて大きな役割を果たしている砂川福祉会に対し、介護ロボットやICT等導入支援費用を補助することで従事者の労働環境の改善を実現し、安心して入所、利用できる施設整備を図るものであります。同じく二重丸、社会福祉法人砂川福祉会空調設備整備費補助金2億4,142万8,000円は、同じく砂川福祉会に対しエアコン設置費用を補助することで入所者の生活環境の改善を実現し、安心して入所、利用できる施設整備を図るものであります。

8目ふれあいセンター費の一つ丸、ふれあいセンターの管理に要する経費で外壁等改修工事費6,474万6,000円は、ふれあいセンターは築後33年以上が経過していることから計画的に施設整備を進めており、今年度は劣化している外壁等を改修し、施設の長寿命化を図るものであります。

次に、33ページ、1目児童福祉総務費の一つ丸、子ども医療に要する経費で手数料116万9,000円のうち、高校生等まで医療費を無料化することに伴う増額分は22万7,000円であり、医療費扶助4,077万5,000円のうち、同じく無料化に伴う増額分は1,522万7,000円であります。同じく一つ丸、ひとり親家庭等医療に要する経費で医療費扶助771万1,000円のうち、無料化に伴う増額分は107万5,000円であります。

3目子ども発達支援費の一つ丸、子ども通園センターの運営管理に要する経費でプール

等設備改修工事費550万円は、子ども通園センターに設置されているプールは老朽化が進んでいるほか、使いにくい状況にあるため、療育内容の充実につながるよう施設整備を図るものであります。同じく二重丸、子ども通園センターICTシステム導入に要する経費70万円は、保護者との連絡体制を強化するとともに、職員の療育記録作成、情報共有、請求事務等を迅速に行うことができる専用ソフト等を導入することにより、保護者の利便性の向上及び職員の業務負担の軽減を図るものであります。

4目子育て支援費の一つ丸、病児・病後児保育に要する経費で備品購入費8万5,000円は、病児・病後児保育施設において使用済おむつの自施設処理を行うことで使用済おむつの持ち帰りで生じていた保護者負担を解消し、利便性の向上を図るため、屋内用ゴミ箱を購入するものであります。同じく二重丸、子ども・子育て支援事業計画策定に要する経費325万9,000円は、子ども・子育て支援法に基づき策定が義務づけられている子ども・子育て支援事業計画について令和2年度から令和6年度までの第2期計画が終了することから、令和5年度に実施したニーズ調査の結果を基に令和7年度から令和11年度までの第3期計画を策定するものであります。同じく一つ丸、すこやか子育て応援事業に要する経費の乳児すこやか応援クーポン券補助金408万円は、これまで乳児の保護者に対して支給してきた乳児おむつ無料クーポン券の事業対象用品を拡充し、保護者の利便性の向上を図るものであります。同じく二重丸、幼稚園等副食費助成事業に要する経費234万2,000円は、市内に住所を有し、かつ市内外の幼稚園または認可外保育施設に在籍している児童の保護者に対し副食費相当額を助成し、保護者の経済的な負担軽減を図るものであります。

5目保育所費の一つ丸、保育所の運営管理に要する経費で工事請負費の1,458万6,000円のうち、さくら保育園照明LED化改修工事は施設照明をLED化するものであり、空知太保育所玄関アプローチ改修工事は玄関アプローチの改修工事を行うことで児童、保護者が安心して保育所を利用できる環境の整備と業務における職員の体力的な負担軽減を図るものであり、備品購入費361万2,000円は保育所及び子育て支援センターにおいて使用済おむつの自園処理を行うことで使用済おむつの持ち帰りで生じていた保護者負担を解消し、利便性の向上を図るため、屋内用、屋外用ゴミ箱のほか、経年劣化している空知太保育所のカーテン、各保育所におけるデジタル身長計などを購入するものであります。

次に、4款衛生費は7億98万2,000円で、前年度と比較して5,374万6,000円の減となります。

1目保健衛生費の一つ丸、保健衛生対策に要する経費で健康管理システム改修等委託料218万8,000円は地域保健・健康増進法の調査票の改正などに伴うシステム改修費用であり、情報システム標準化・共通化業務委託料1,844万7,000円は健康管理システムについて国で定める業務の標準化、共通化への移行に向けて標準化に対応してい

るシステムの導入業務を行うものであり、健康管理システム使用料53万1,000円は標準化対応しているシステムの使用料であります。

2目予防費の一つ丸、生活習慣病予防に要する経費で若年者生活習慣病予防健診委託料50万2,000円は、早期からの生活習慣病予防への関心を高め、生活習慣病の発症予防、重症化予防につなげるため、中等度、高度肥満の割合が全国、全道と比較して高い小学5年生及び20歳から39歳までの職場等で受診機会のない被扶養者のほか、今年度より中等度、高度肥満の割合が全国、全道と比較して高い傾向にある中学2年生を対象に加え、健診及び保健指導を実施するものであり、産後生活習慣病予防健診委託料10万9,000円は、妊娠糖尿病や高血圧の産婦は糖尿病の発症や血管障がいにつながるなど生活習慣病の予防対象者となる割合が高いことから、1歳6か月児の母を対象に自己負担なく生活習慣病予防健診を実施することにより、生活習慣病の発症予防及び重症化予防を図るものであります。

3目母子保健費の二重丸、先進不妊治療費等補助金33万5,000円は、医療保険適用となる生殖補助医療と併用して厚生労働省における先進医療として実施された医療保険適用外の不妊治療費等の一部を助成し、子供を望む夫婦の経済的な負担軽減を図るものであります。

4目環境衛生費の一つ丸、公衆浴場運営等補助金で公衆浴場運営費補助金88万7,000円は、公衆浴場の確保と経営の安定を図るため、経営の維持が困難な浴場に対し、運営経費の一部を補助するものであります。同じく二重丸、砂川地方食品衛生協会負担金2万円は、地域住民へ安全で安心な食品を提供することを目的として旧砂川保健所の管轄区域の2市3町の食品に携わる事業者で組織されている砂川地方食品衛生協会について、コロナ禍の影響や高齢化などにより事業者の廃業が増加したことなどに伴い、会員数の減少により運営が厳しいことから、2市3町が賛助会員となり、支援するものであります。

1目ごみ処理費の一つ丸、ごみ収集処理に要する経費でごみ処理場モニタリング業務委託料30万8,000円は、施設更新や今後の長期的かつ安定的な最終処分手法の在り方を検討するため施設の運営状況について専門的に分析を行うものであり、浸出水処理施設長寿命化工事費3,845万6,000円は、焼山ごみ処理場の浸出水処理施設等の老朽化が進んでいることから計画的に設備の更新及び修繕を行うもので、本年度は処理施設内各槽の漏水を予防する防食塗装、各設備の制御ユニット及び緊急通報装置の更新を行うものであります。

次に、5款労働費は1,439万4,000円で、前年度と比較して148万5,000円の増となります。

1目労働諸費の二重丸、若年者就労支援事業に要する経費47万9,000円は、市内企業の魅力発信を行うとともに若者のキャリアデザインを推進することで雇用創出を図り、地元での就職につながる環境づくりを推進するため、新入社員向け研修会やジョブスター

ト事業の講師謝礼、子育て世帯向け企業情報チラシの作成などを行うものであります。

次に、6款農林費は1億5,826万1,000円で、前年度と比較して3,242万4,000円の増となります。

2目農業振興費の一つ丸、農業振興事業に要する経費で農業振興地域整備計画更新業務委託料638万円は、現在の農用地域内には農地への開墾予定のない山林や原野が含まれているほか、現在農地として活用されているが、農業振興地域の白地となっている区域があることから、現状の土地利用状況に合わせて計画の更新を行うものであり、施設園芸渇水対策支援補助金307万3,000円は、北海土地改良区水利及び河川水利のない地域において近年の高温及び降水量の不足によるため池の渇水により施設園芸作物、トマト、ミニトマト、キュウリなどの生育に影響が生じ、収量の減少及び品質が低下する事態となっていることから、ため池の増設及び整備工事、農業用水運搬などの対策に係る費用の一部を助成するものであります。同じく一つ丸、鳥獣被害対策に要する経費で備品購入費25万7,000円は、ヒグマの目撃や痕跡確認が多発していることから、ヒグマの出没状況、移動経路の確認、個別の判別を行い、安全対策を講じるため、監視カメラを増台するものであります。同じく一つ丸、新規就農育成支援事業に要する経費で新規就農者支援事業補助金16万6,000円は新規就農者に対し、農用地の賃借料及び農業用機械等購入費の一部を補助するものであり、経営発展支援事業補助金375万円は新規就農者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械、施設の取得等の取組を支援するものであります。

3目農業基盤整備事業費の一つ丸、農業農村整備に要する経費で道営北光袋地地区水利施設等保全高度化事業負担金2,337万5,000円は、タマネギは収穫量や品質などに天候が影響するものであり、北光袋地地区はかん水体制が整備されておらず、干ばつに対応できないことから、道営事業を活用した整備を推進するための負担金であります。

1目林業振興費の二重丸、森林経営管理に要する経費1,307万5,000円は、森林経営管理法に基づき経営や管理が適切に行われていない森林について適切な経営や管理の確保を図るため、市が仲介役となり、森林所有者と意欲と能力のある森林経営者をつなぐシステムを構築するため、所有者の意向を確認するとともに、経営管理が円滑に行えるよう、路網の整備工事費及び森林環境譲与税を基金に積み立てるものであります。

次に、34ページ、7款商工費は12億1,068万5,000円で、前年度と比較して10億36万8,000円の増となります。

1目商工振興費の一つ丸、商工業振興対策に要する経費で中小企業等振興補助金472万8,000円は、砂川市中小企業等振興条例に基づく商店街店舗整備事業、商店街活性化事業、人材育成事業など、これまでの各種助成制度に新たに資格等取得支援事業、従業員家賃支援事業、事業承継促進支援事業を加え、雇用の促進や定着、従業員の市内居住の促進、後継者不足等による廃業を防ぐ事業承継の促進を図るものであります。同じく二重丸、地方創生臨時交付金事業（物価高騰対応重点支援分）に要する経費3,849万6,

000円は、商工会議所が継続して実施しているプレミアム商品券発行事業に対し、その経費の一部を補助することにより地元商店街等での消費活動を促し、商工業の活性化を図るもので、ワンセット6,500円の商品券をプレミアム率30%として5,000円で販売するプレミアム商品券発行事業補助金及び令和6年度の砂川商店会連合会が実施する夏及び冬の売出し、納涼盆踊り大会における商品券発行事業に対し、その経費の一部を補助することにより地元商店街における直接的な購買行動を促し、中心市街地及び商店街の活性化を図る商店会連合会商品券発行事業補助金であります。

2目企業誘致費の二重丸、東京砂川会に要する経費114万9,000円は、今年設立40周年州を迎える東京砂川会総会の開催経費であります。

3目観光費の二重丸、スイートロード事業補助金44万6,000円は、砂川のお菓子の魅力でまちのイメージアップと市外からの誘客を図るすながわスイートロード協議会に活動を円滑に実施するため、経費の一部を補助するものであります。同じく二重丸、地方創生臨時交付金事業（物価高騰対応重点支援分）に要する経費161万円は、すながわスイートロード協議会が実施する市内飲食店やスイートロード加盟店舗、観光拠点と連携したデジタルスタンプラリーの経費の一部を補助するものであります。

5目駅前地区整備事業費の二重丸、駅前地区整備事業費10億3,807万3,000円は、まちなかの新たな賑わいの創出を目的とする駅前施設建設工事については令和6年1月に2か年継続事業として着手しており、本年度は引き続き建設工事を進めるとともに駐車場工事、建物に係る附帯工事を実施するほか、電柱及び電気通信設備の移設補償金などの経費であります。

次に、8款土木費は15億3,319万4,000円で、前年度と比較して5,652万円の増となります。

2目道路橋梁維持費の二重丸、道路橋梁の修繕工事費7,243万円は、山本橋撤去工事及び東正和橋修繕工事の設計委託、西2条北通りほか2路線歩道改修の設計委託及び工事、東1線ほか1路線の排水修繕工事であります。同じく一つ丸、流雪溝の維持管理に要する経費で工事請負費343万2,000円は、流雪溝配管修繕工事及び流雪溝吸い込み配管更新工事であります。

3目道路橋梁新設改良費の二重丸、道路橋梁新設改良事業費4億9,997万8,000円は、改良舗装等工事13路線、測量設計委託5件、街路灯設置等工事であります。

1目河川費の一つ丸、河川の維持管理に要する経費で石山川排水施設改修工事負担金42万5,000円は、北海道が石山川総合流域防災工事に併せて行う市が所有する道路排水施設の改築工事の負担金であります。同じく二重丸、護岸改修事業費4,880万6,000円は、樋口川護岸改修工事及び南5号川護岸改修工事であります。

1目都市計画総務費の二重丸、J R砂川駅設備改善事業に要する経費14万9,000円は、J R砂川駅を高齢者や障がい者をはじめとする市民が安全かつ快適に利用できるよ

う、バリアフリー化に向けた協議、検討を引き続き進めるほか、ホーム待合室の維持管理を行うものであります。

2目公園管理費の一つ丸、公園の維持管理に要する経費で修繕料3,472万8,000円は北光公園内の北光沼の水草処理及びしゅんせつ事業が主なものであり、工事請負費1,073万8,000円は、公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化している5か所の公園遊具の修繕を行う公園施設長寿命化遊具修繕工事、屋根の改修及び男子、女子トイレの洋式化を行う北光公園艇庫裏トイレ改修工事、老朽化した新石山公園、新町公園の街灯を改修する公園街灯改修工事であります。同じく一つ丸、オアシスパークの管理に要する経費で小型距離表示看板設置工事費115万5,000円は、オアシスパーク内回りコースルートに小型距離表示看板を8基設置するものであります。

1目市営住宅管理費の一つ丸、市営住宅の管理に要する経費で北光・三砂団地建材アスベスト調査委託料127万9,000円は、大気汚染防止法により建物の解体や内部改修等を行う際、人体に影響のある石綿成分が含有されていないか事前調査することが義務づけられているため、外壁改善工事予定の北光団地及び三砂団地の各建材について調査を行うものであり、工事請負費5,470万3,000円は、住み替えに伴い用途廃止した住棟を解体する宮川団地解体工事、砂川市公営住宅等長寿命化計画に基づき階段共用部の手すり等の設置工事を行う東町団地及び寺町団地共用部階段改修工事、年次計画で非常用照明を更新している宮川中央団地非常用照明LED化改修工事、公営住宅集中給油システムの耐用年数が経過したため更新を行う南吉野団地集中給油システム更新工事であります。次に、35ページ、同じく一つ丸、改良住宅の管理に要する経費で工事請負費1億3,311万1,000円は、市営住宅と同様に階段共用部の手すり等の設置工事を行う宮川中央団地共用部階段改修工事、屋根、外壁改善工事により長寿命化を図る北光団地屋根・外壁改善工事、物置を改修する宮川中央団地物置改修工事、灯油タンクの老朽化に伴う改修を行う宮川中央団地灯油タンク改修工事を行うものであります。

2目住宅管理費の二重丸、ハートフル住まいる推進事業に要する経費7,000万円は、定住促進とまちなか居住の誘導及び良質な住宅ストック形成、地元企業の利用促進を目的とした高齢者の住宅の安全対策改修工事に係る高齢者等安心住まいる住宅改修補助金、主に改修工事に対する永く住まいる住宅改修補助金、新築、中古住宅の購入に係るまちなか住まいる等住宅促進補助金、空き家等の解消を目的とする老朽住宅除却費補助金、自然エネルギーの活用の促進を目的とする住宅用太陽光発電システム導入費補助金であります。同じく一つ丸、空き家等の適正管理に要する経費で特定空き家等解体工事費653万4,000円は、平成6年発生の火災から現在まで空き家のまま放置されており、所有者が令和5年1月に逝去し、所有者不存在となった物件について特定空き家等に認定し、略式代執行により除却を行うものであります。同じく二重丸、住み替え支援事業に要する経費1,605万8,000円は、住み替えや移住、定住の促進を図る登録物件促進補助金、移住促

進補助金、子育て世帯や若年夫婦の住み替えを支援する同居近居促進補助金、子育て支援補助金、市内の医療機関や介護施設等に勤務する医療、介護従事者の住宅購入を補助する医療介護従事者移住定住促進補助金などであります。同じく二重丸、住生活基本計画策定に要する経費445万2,000円は、住生活の安定の確保及び向上の促進を図ることを目的に平成28年度に策定した住生活基本計画について令和6年度で計画期間が終了することから、計画の更新を行うものであります。

次に、9款消防費は3億8,916万1,000円で、前年度と比較して7,142万8,000円の減となります。

2目災害対策費の一つ丸、災害対策に要する経費で備蓄品購入費187万6,000円は、賞味期限が迫る非常用食料品とダンボールベッドを購入し、備蓄を進めるものであります。

次に、10款教育費は16億8,870万円で、前年度と比較して6億4,735万3,000円の増となります。

2目事務局費の一つ丸、砂川高校の支援に要する経費の国際交流授業補助金50万円は、民間団体の協力によりオンラインツールを活用した海外高校生との国際交流授業が行われており、今後も生徒たちが国際的な学習環境に触れ、親しみ、語学力やコミュニケーション能力の向上を図るなどの特色ある教育活動に取り組めるよう補助するものであります。同じく二重丸、市立小中学校の適正規模、適正配置の検討に要する経費116万9,000円は、統合準備委員会及び小中一貫教育推進委員会を引き続き設置し、適正配置等に必要具体的な事項の調査研究を行うための経費であります。同じく二重丸、砂川天使幼稚園運営補助金65万円は、砂川天使幼稚園が市内小中学校及び保育園に導入済みの保護者アプリ、コドモンを導入することから、その導入に係る初期費用の一部と幼稚園が新たに週2回実施する給食サービスに係る費用の一部を補助するものであります。同じく一つ丸、その他事務局に要する経費の機器廃棄処理委託料52万5,000円は、教職員が使用する校務用パソコンの更新に伴い、不用となるパソコン等を処分するための委託料であります。

3目義務教育学校建設事業費の二重丸、義務教育学校建設事業費7億9,162万4,000円は、令和8年度に開校予定の義務教育学校の建設に当たり、継続事業として引き続き基本設計、実施設計委託及び移転支援業務委託を行うほか、基本設計、実施設計に基づく校舎建設工事及び砂川中学校仮設駐車場整備工事を実施するものであります。同じく二重丸、開校準備に要する経費85万3,000円は、令和8年度の義務教育学校開校に当たり、校章、校歌制作に係る業務委託を行うものであります。

1目小学校管理費の一つ丸、学校の管理に要する経費で備品購入費1,670万8,000円は、平成29年度に購入した教職員が使用する校務用パソコンを更新する経費が主なものであります。

2目小学校教育振興費の二重丸、市費教員任用に要する経費681万9,000円は、北光小学校の複式学級に児童の学習をサポートする支援員を配置する経費であります。同じく二重丸、教師用教科書、指導書に要する経費1,386万8,000円は、令和6年度からの小学校の教科書改訂に伴い、新たに教師用教科書及び教師用指導書を購入するものであります。

1目中学校管理費の一つ丸、学校の管理に要する経費で旧石山中学校地下灯油タンク洗浄作業委託料164万1,000円は、石山中学校閉校後地下灯油タンクについては使用していないことから休止し、休止に伴い必要となるタンク内の洗浄作業及び危険物の流入を防ぐ閉止板等の設置作業について委託するものであり、旧石山中学校教員住宅解体工事費287万1,000円は、昭和45年に建設され、今後も利用見込みがないことから解体するものであり、備品購入費479万3,000円は平成29年度に購入した教職員が使用する校務用パソコンを更新する経費が主なものであります。

2目中学校教育振興費の二重丸、部活動の地域移行に要する経費57万円は、中学校における部活動について国のガイドラインに基づき、令和5年度から令和7年度までの3年間において休日の部活動から段階的に地域へ移行するため、学校や関係団体等の意見を踏まえ、協議体で検討を進めるための費用であります。

1目社会教育費の一つ丸、文化財保護に要する経費で史跡記念碑・標柱等修繕料126万円は、砂川市の史実を伝えるため市内に設置している史跡記念碑、標柱等に経年劣化が見られることから、計画的に修繕を行うものであり、標柱3か所、記念碑3基の修繕を行うものであります。同じく一つ丸、青少年健全育成事業に要する経費で車借り上げ料36万4,000円のうち32万9,000円は、劇団四季の社会貢献事業が砂川市で実施されることに伴い、各小学校から会場までの児童送迎に係る経費であり、劇団四季「こころの劇場」小学生鑑賞事業負担金7万7,000円は、舞台設営の搬出入に係る費用を負担するものであります。同じく一つ丸、地域交流センターの運営管理に要する経費で工事請負費1億3,070万2,000円は、地域交流センターは平成19年1月に開設以来17年が経過し、建物躯体や設備等に経年劣化が見られることから、施設環境の整備のため計画的に改修を行っており、今年度は大ホール等音響設備改修工事、ミニホール等照明LED化改修工事、暖房設備改修工事、電話システム改修工事を行うものであり、備品購入費66万円は印刷機の更新を行うものであります。同じく二重丸、学校運営協議会に要する経費317万7,000円は、学校、家庭、地域が一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むため、市内各小学校及び中学校において設置している学校運営協議会の活動を支援するための経費であります。

2目公民館費の一つ丸、公民館の管理に要する経費で受変電設備改修工事費289万3,000円は、開設当初から設置している受変電設備について施設の安定維持を図るため、改修工事を行うものであります。

次に、36ページ、3目図書館費の一つ丸図書館の運営管理に要する経費の図書館管理システム等購入費509万8,000円は、図書館管理システムの更新に併せ、マイナンバーカードに図書館カードの機能を登載することで図書館利用者の利便性向上を図るためのシステム更新に係る経費であります。

1目市民スポーツ推進費の一つ丸、体育振興及び指導に要する経費でスポーツ教室指導謝礼42万円は、スポーツ団体活動の充実を図るため、市内の児童生徒や指導者等を対象としたスポーツ教室を開催する経費であります。同じく一つ丸、海洋スポーツの振興に要する経費で備品購入費67万6,000円は、艇庫開放事業における安全性の確保や利用促進を図るため、ライフジャケット及びレクリエーションカヌーを購入するものであります。

2目体育施設費の一つ丸、総合体育館の管理に要する経費で修繕料169万9,000円は、昭和54年の開館当初から使用している総合体育館メインアリーナの時計について故障が多くなっていることから修繕するものであります。同じく一つ丸、テニスコートの管理に要する経費で修繕料12万8,000円は、平成9年の開設当初から使用しているテニスコート管理棟北側の時計について故障が多くなっていることから修繕するものであります。

1目給食センター費の一つ丸、学校給食の実施に要する経費で自動フライヤー購入費981万2,000円は、平成10年の開設当初から使用している揚げ物を調理する自動フライヤーについて、継続的に学校給食を提供するため更新するものであります。同じく二重丸、学校給食費無償化補助金4,723万1,000円は、小中学校に在学する児童生徒の学校給食費を無償化し、保護者の経済的な負担軽減を図るものであります。

次に、11款公債費は13億5,720万8,000円で、前年度と比較して3,634万円の減となります。

次に、12款諸支出金は33億1,059万1,000円で、前年度と比較して8,150万9,000円の減となります。増減につきましては、1目国保会計繰出金は185万7,000円の増であり、2目下水道会計繰出金は435万1,000円の増であり、3目病院会計繰出金は5,542万6,000円の減であり、4目介護保険会計繰出金は1,467万7,000円の減であり、5目後期高齢者医療会計繰出金は183万1,000円の増であります。

次に、13款職員費は14億9,519万1,000円で、前年度と比較して9,493万7,000円の増となります。

1目職員費で一つ丸、職員の給与等に要する経費で給料で1,860万1,000円の増、職員手当等で1,835万7,000円の増、共済費で5,791万9,000円の増、災害補償費で6万円の増であります。

以上が歳出であります。

次に、歳入について申し上げますが、28ページを御覧いただきたいと存じます。主なもののみ説明してまいります。

1款市税は19億4,283万6,000円で、前年度と比較して2,955万8,000円の減となりますが、主な要因につきましては、個人市民税で定額減税実施に伴う減収により5,965万8,000円の減、法人市民税で1,714万3,000円の増、固定資産税で1,111万7,000円の増、市たばこ税で271万3,000円の増、都市計画税で181万8,000円の減であります。

次に、6款法人事業税交付金は3,822万2,000円で、前年度と比較して828万2,000円の増となります。

次に、7款地方消費税交付金は4億7,000万円で、前年度と比較して1,100万円の減となります。

次に、29ページ、9款地方特例交付金は7,668万8,000円で、前年度と比較して6,395万9,000円の増となりますが、主な要因につきましては、個人住民税の定額減税による減収分を補填する地方特例交付金6,111万円の増、固定資産税、都市計画税の軽減制度による減収を補填した地方税減収補填特別交付金284万9,000円の増が主なものであります。

次に、10款地方交付税は53億7,300万円で、前年度と比較して1億100万円の増となりますが、地方財政計画では前年度比3,060億円の増額が示されているところであり、普通交付税は前年度実績から包括算定経費の3%の増など国で示した推計伸び率に起債償還分を加え、さらには臨時財政対策債振替額を国で示した伸び率を基に前年度実績から43.7%の減と推計し、基準財政需要額は1億4,892万7,000円の増額と見込み、基準財政収入額は法人事業税交付金の増などにより収入額を4,792万7,000円の増額と見込み、普通交付税で差引き1億100万円の増と見込んだところであります。

次に、12款分担金及び負担金は1億5,815万4,000円で、前年度と比較して1,090万1,000円の増であり、1目民生費負担金で子ども通園センター費負担金の増などによる児童福祉費負担金304万4,000円の増、2目教育費負担金で学校給食事業費負担金470万8,000円の増、4目農林費負担金で農業・農村整備事業費負担金330万円の増が主なものであります。

次に、13款使用料及び手数料は3億5,248万8,000円で、前年度と比較して120万2,000円の減であり、3目土木使用料で市営住宅使用料110万5,000円の増、2目衛生手数料でごみ処理手数料231万3,000円の減が主なものであります。

次に、14款国庫支出金は20億5,950万1,000円で、前年度と比較して6億1,894万1,000円の増となります。主な要因につきましては、1目民生費国庫負

担金で知的障害者福祉費1,358万4,000円の増、身体障害者福祉費1,243万9,000円の増、2目教育費国庫負担金で公立学校施設整備費7億6,427万6,000円の皆増、3目民生費国庫補助金で旧総合福祉センター解体事業に係る空き家対策総合支援事業費2,531万9,000円の皆増、社会資本整備総合交付金事業費1,490万9,000円の皆増、4目総務費国庫補助金でデジタル基盤改革支援事業費2,786万5,000円の増、地方創生臨時交付金事業費1億934万3,000円の減、5目衛生費国庫補助金で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費3,553万1,000円の皆減などがあります。

次に、30ページ、15款道支出金は6億793万円で、前年度と比較して2,861万7,000円の増となります。主な要因につきましては、1目民生費道負担金で知的障害者福祉費679万2,000円の増、身体障害者福祉費621万9,000円の増、2目民生費道補助金で児童福祉費1,686万7,000円の増、3目農林費道補助金で農業奨励費469万5,000円の増、1目総務費道委託金で知事・道議選挙費774万円の皆減などがあります。

次に、18款繰入金は12億7,004万7,000円で、前年度と比較して500万9,000円の減となります。主な要因につきましては、財政調整基金繰入金で1億1,628万6,000円の減、ふるさと納税などの寄附金を積み立てた基金から各事業に充当するまちづくり事業基金繰入金8,194万7,000円の増、社会福祉事業振興基金繰入金2,926万5,000円の増であります。

次に、20款諸収入は8億4,927万4,000円で、前年度と比較して4,182万7,000円の減となります。主な要因につきましては、4目制度融資預託金元金収入で1,000万円の減、7目雑入で高齢者保健事業業務委託料1,419万9,000円の皆増、地域海洋センター修繕助成金2,520万9,000円及び公営住宅火災共済防火補助金1,237万8,000円の皆減によるものであります。

次に、31ページ、21款市債は22億4,010万円で、前年度と比較して10億4,620万円の増となります。主な要因につきましては、1目土木債で260万円の減、2目過疎対策事業債で9億6,520万円の増、3目臨時財政対策債で3,190万円の減、4目緊急防災・減災事業債で6,080万円の減、5目緊急自然災害防止対策事業債で2,020万円の減、7目脱炭素化推進事業債で2,380万円の減、8目地域活性化事業債で2億1,740万円の皆増、9目こども・子育て支援事業債で490万円の皆増であります。なお、ゴルフ場利用税交付金は廃款であります。

以上が歳入であります。

予算書の276ページ以降には給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 議案第8号の提案説明は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時00分

○議長 多比良和伸君 休憩中の会議を開きます。

午前中に引き続いて各議案の提案説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 (登壇) 私から議案第8号、議案第10号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第8号 令和6年度砂川市国民健康保険特別会計予算についてであります。

予算書の291ページを御覧願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19億3,383万4,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金であり、一時借入金の借入れの最高額は3億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費を各項の間で流用できると定めるものであります。

なお、予算科目のうち経過措置として区分しておりました退職被保険者については、制度が廃止となることから、令和6年度より一般被保険者に係る予算科目と統合しております。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。316ページを御覧願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年度比95万2,000円の増は、主に一般管理事務に要する経費のうち、給料及び職員手当の増によるものであります。

318ページを御覧願います。3項1目特別対策事業費で対前年度比15万7,000円の増は、主に医療費適正化対策に要する経費のうちレセプト点検員に係る人件費の増及び収納率向上対策に要する経費のうち滞納管理システム改修委託料の皆減によるものであります。

322ページを御覧願います。2款保険給付費、1項1目療養給付費で対前年度比1,500万円の減、2項1目高額療養費で対前年度比716万円の増は、それぞれ令和5年度の決算見込みに基づき推計したことによるものであります。

326ページを御覧願います。3款国民健康保険事業費納付金で対前年度比1,504万3,000円の減は、本年1月に北海道が行った令和6年度国保事業費納付金本算定により全道の保険給付費に必要な費用を各市町村の被保険者数及び所得等の状況に応じて案分した結果、減額となったものであります。

328ページを御覧願います。4款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費で対前

年度比80万3,000円の増は、主に特定健康診査等に要する経費のうち、会計年度任用職員の職員手当等人件費の増によるものであります。なお、アンダーラインを付しております受診勧奨リーフレット作成委託料50万6,000円は、特定健診の申込み方法や検査内容、がん検診の同時受診が可能であることなどを分かりやすく周知することで特定健診や各種がん検診の受診率向上につなげるため、年度当初の受診券発送時に同封する受診勧奨リーフレットを作成するものです。

332ページを御覧願います。5款基金積立金、1項1目基金積立金で対前年度比15万4,000円の増は、国保基金積立金の増によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては295ページ、総括でご説明いたします。1款国民健康保険税は2億809万9,000円で、対前年度比1,288万1,000円の増であり、主に医療給付費及び後期高齢者支援金分に係る所得割課税対象額の増によるものであります。

2款国庫支出金は1,000円で、対前年度比77万4,000円の減であり、事業費補助金でデジタル基盤改革支援事業費及び出産育児一時金補助金の皆減によるものであります。

3款道支出金は15億3,185万6,000円で、対前年度比5,151万4,000円の減であり、主に保険給付費減に伴う保険給付費等交付金普通交付金の減、保険給付費等交付金特別交付金のうち、都道府県繰入金の減によるものであります。

4款財産収入は110万4,000円で、対前年度比15万4,000円の増であり、基金運用による利子の増によるものであります。

5款繰入金は1億9,063万9,000円で、対前年度比1,851万1,000円の増であり、主に財源調整による国保基金繰入金の増によるものであります。

以上が歳入であります。予算書の344ページから351ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第10号 令和6年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の417ページを御覧願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7億258万3,000円と定めるものであります。

主なものについて歳出からご説明申し上げます。434ページを御覧願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年度比119万4,000円の増は、主に通信運搬費の増及びアンダーラインを付しております情報システム標準化・共通化業務委託料42万9,000円の増によるもので、後期高齢者医療システムについて国で定める業務の標準化、共通化への移行へ向けて現状システムの運用環境調査や分析作業等を行うものであります。

436ページを御覧願います。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金で対前年度比169万8,000円の減は、主に保険料分負担金の

増及び療養給付費分負担金の減によるものであります。

438ページを御覧願います。3款保健事業費、1項1目健康保持増進事業費で対前年度比109万9,000円の増は、健康診査事業費の後期高齢者健康診査委託料の増及び保健・介護一体的実施推進事業費の地域での個別支援、通いの場等への関与を実施する医療専門職の person 費の増によるものであります。なお、アンダーラインを付しております備品購入費5万円は、フレイル予防の対策を実施するに当たり体組成計での体重、体脂肪、筋力測定が必要となることから、高齢者が安全に測定するための昇降補助手すりを購入するものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては421ページ、総括でご説明いたします1款後期高齢者医療保険料は2億5,689万7,000円で、対前年度比1,114万8,000円の増であり、主に所得割賦課対象額の増及び保険料率の改定による増であります。

2款後期高齢者医療広域連合支出金は61万5,000円で、対前年度比3万5,000円の増であり、健康診査等受診率向上特別事業実施による保健事業費補助金の増によるものであります。

3款繰入金金は4億4,450万6,000円で、対前年度比183万1,000円の増であり、主に一般会計繰入金のうち、事務費分繰入金の増及び療養給付費分繰入金の減によるものであります。

5款諸収入は56万4,000円で、対前年度比1,240万7,000円の減は、健康診査事業及び保健・介護一体的実施推進事業に伴う受託事業収入の皆減によるものであります。

以上が歳入であります。予算書の446ページから451ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) 議案第9号 令和6年度砂川市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の353ページをお開き願います。第1条は、歳入歳出予算であり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ19億1,580万3,000円と定めるものであります。

第2条は、一時借入金であり、一時借入金の借入れの最高額は1億円と定めるものであります。

第3条は、歳出予算の流用であり、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費を各項の間で流用できると定めるものであります。

それでは、主なものについて歳出からご説明申し上げます。380ページをお開き願います。1款総務費、1項1目一般管理費で対前年度比561万4,000円の減は、前年

度に予算計上した事業計画策定に要する経費635万9,000円の減が主なものであります。なお、一般管理事務に要する経費のうちアンダーラインを付しております情報システム標準化・共通化業務委託料35万8,000円は、自治体情報システムの標準化に当たり、標準仕様と現行介護保険システムとの差異を確認の上、比較分析するための委託料であります。

386ページをお開き願います。2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費で対前年度比3,444万6,000円の減は、訪問介護、通所介護及び短期入所生活介護の利用者の減など、前年度利用実績に基づくものであります。

3目施設介護サービス給付費で対前年度比1,052万5,000円の増は、介護老人福祉施設入所者の増など、前年度利用実績に基づくものであります。

390ページをお開き願います。2項1目介護予防サービス給付費で対前年度比701万3,000円の減は、介護予防特定施設入居者生活介護の利用者の減など、前年度利用実績に基づくものであります。

396ページをお開き願います。5項1目特定入所者介護サービス費で対前年度比1,019万6,000円の増は、前年度利用実績に基づくものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては359ページの総括でご説明申し上げます。1款保険料は3億2,215万6,000円で、対前年度比592万5,000円の減は、第1号被保険者数の減などによるものあります。

2款分担金及び負担金は25万2,000円で、対前年度比1万2,000円の減は、紙おむつ利用件数の前年度利用実績に基づくものであります。

3款国庫支出金5億390万3,000円で、対前年度比1,459万9,000円の減、4款支払基金交付金4億9,628万3,000円で、対前年度比690万2,000円の減、5款道支出金2億8,681万9,000円で、対前年度比272万3,000円の減は、いずれも保険給付費の減に伴う負担ルール分の減によるものであります。

6款財産収入66万7,000円は、基金運用利息であります。

7款繰入金3億571万4,000円で、対前年度比165万円の減は、保険給付費の増に伴う一般会計繰入金の減などによるものであります。

8款繰越金、9款諸収入につきましては、前年度と同額であります。

なお、予算書の414ページ及び415ページには給与費明細書を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 建設部長。

○建設部長 斉藤隆史君（登壇） 議案第11号 令和6年度砂川市下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。第2条は、業務の予定量であり、公共下水道事業は、処理区域面積823ヘクタール、年間有収水量133万3,000立方メートルと予

定したところであります。個別排水処理施設事業は、年間有収水量2万5,877立方メートルと予定したところであります。主要な建設改良事業は、公共下水道整備事業6,509万3,000円、個別排水処理施設整備事業1,510万3,000円と予定したところであります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額であり、下水道事業収益は7億6,102万8,000円、下水道事業費用は5億4,749万4,000円と定めるものであります。

2ページをお開き願います。第4条は、資本的収入及び支出の予定額であり、資本的収入は1億7,156万1,000円、資本的支出は4億3,096万3,000円と定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億5,940万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額711万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1億8,020万円及び当年度利益剰余金処分額7,209万1,000円で補填するものであります。

第5条は、企業債であり、下水道資本費平準化債から過疎対策事業債まで、限度額の合計を1億3,610万円と定めるものであります。なお、起債の方法、利率及び償還の方法は、それぞれ記載のとおりであります。

第6条は、一時借入金であり、一時借入金の限度額を3億円と定めるものであります。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用であり、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定めるものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であり、職員給与費3,335万9,000円と定めるものであります。

第9条は、他会計からの補助金であり、下水道事業のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億7,819万6,000円であるとするものであります。

第10条は、利益剰余金の処分であり、当年度利益剰余金のうち7,209万1,000円は、減債積立金として処分するものと定めるものであります。

続いて、4ページをお開き願います。実施計画及び説明書についてご説明申し上げます。なお、説明欄でアンダーラインを表示しているのは新規事業または臨時事業であります。初めに、収益的収入であります。1款下水道事業収益、1項営業収益は、前年度より1,296万4,000円減の4億2,184万円を予定したところであります。内訳としまして、1目下水道使用料は汚水排出量の減に伴い、前年度より1,145万7,000円減の3億5,378万1,000円、2目雨水処理負担金は雨水処理に要する経費の減少に伴い、前年度より150万7,000円減の6,805万9,000円を予定したところであります。

次に、2項営業外収益は、前年度より651万8,000円増の3億3,918万8,000円を予定したところであります。内訳としまして、1目受取利息及び配当金は前年

度と同額の2,000円、2目他会計補助金は不明水の処理に要する経費などの増加に伴い、前年度より567万9,000円増の1億7,819万6,000円、3目長期前受金戻入は償却資産の増に伴い、前年度より83万9,000円増の1億6,088万6,000円、4目雑収益は前年度と同額の10万4,000円を予定したところであります。

続いて、6ページをお開き願います。次に、収益的支出であります。1款下水道事業費用、1項営業費用は、前年度より1,001万6,000円増の5億1,127万6,000円を予定したところであります。内訳としまして、1目管渠費は下水道台帳作成委託料の減などに伴い、前年度より101万1,000円減の3,210万2,000円、2目ポンプ場費はポンプ場維持管理委託料の増などに伴い、前年度より36万2,000円増の988万2,000円、3目流域下水道管理費は令和6年度より水量負担単価が1立方メートル当たり31円から35円に増額したことなどによる石狩川流域下水道組合負担金の増加に伴い、前年度より841万7,000円増の7,343万1,000円、4目個別排水処理施設費は浄化槽維持管理委託料の増などに伴い、前年度より25万8,000円増の1,327万2,000円を予定したところであります。

続いて、8ページをお開き願います。5目総係費は経営戦略更新業務委託料及び企業会計システム更新業務委託料の新規事業の予算計上に伴い、前年度より114万5,000円増の4,142万9,000円、6目減価償却費は償却資産取得による有形固定資産の減価償却費の増などに伴い、前年度より77万1,000円増の3億4,108万6,000円を予定したところであります。

続いて、10ページをお開き願います。7目資産減耗費は、令和6年度に実施する北光2号マンホールポンプ改築工事による除却に伴う7万4,000円の皆増を予定したところであります。

2項営業外費用は、前年度より532万円減の3,516万8,000円を予定したところであります。内訳としまして、1目支払利息及び企業債取扱諸費は過去に借り入れた起債の償還完了と利率見直し方式で借り入れた起債の利率変更に伴い、前年度より404万9,000円減の1,780万円、2目消費税及び地方消費税は売上げに係る税額の減少に伴い、前年度より127万1,000円減の1,736万8,000円を予定したところであります。

次に、3項特別損失は、前年度と同額の5万円を予定したところであります。

次に、4項予備費は、前年度と同額の100万円を予定したところであります。

続いて、12ページをお開き願います。資本的収入であります。1款資本的収入、1項企業債は、下水道資本費平準化債及び建設改良費に充てる企業債の増に伴い、前年度より6,840万円増の1億3,610万円を予定したところであります。

次に、2項出資金は、企業債償還金の増に伴い、前年度より17万9,000円増の927万8,000円を予定したところであります。

次に、3項国庫補助金は、社会資本整備総合交付金事業の増加に伴い、前年度より950万円増の2,520万円を予定したところであります。

次に、4項分担金及び負担金は、前年度より36万3,000円減の69万3,000円を予定したところであります。内訳としまして、1目分担金は個別排水処理施設分担金の増に伴い、前年度より1万7,000円増の59万9,000円、2目負担金は下水道受益者負担金の減に伴い、前年度より38万円減の9万4,000円を予定したところであります。

次に、5項長期貸付金収入は、前年度と同額の29万円を予定したところであります。

続いて、14ページをお開き願います。資本的支出であります。1款資本的支出、1項建設改良費は、前年度より2,991万1,000円増の1億1,780万2,000円を予定したところであります。内訳としまして、1目公共下水道整備事業費は委託料の増に伴い、前年度より2,032万5,000円増の6,509万3,000円で、令和6年度の事業につきましては交付金事業として公共下水道施設資材単価調査業務委託、公共下水道管渠点検委託、空知太中継ポンプ場改築実施設計委託、公共下水道台帳電子化業務委託、北光2号マンホールポンプ改築工事を予定しております。

2目流域下水道整備事業費は北海道が実施する流域下水道施設の工事費等の増による流域下水道整備工事負担金の増額に伴い、前年度より889万3,000円増の3,760万6,000円、3目個別排水処理施設整備事業費は合併処理浄化槽設置工事費の増額に伴い、前年度より69万3,000円増の1,510万3,000円を予定したところであります。

次に、2項企業債償還金は、過去に借り入れた起債の償還完了などに伴い、前年度より3,169万円減の3億1,216万1,000円を予定したところであります。

次に、3項長期貸付金は、前年度と同額の100万円を予定したところであります。

なお、16ページ以降につきましては財務諸表など予算に関連する資料でございますので、ご高覧いただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 病院事務局長。

○病院事務局長 朝日紀博君 (登壇) 議案第12号 令和6年度砂川市病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きいただきたいと存じます。第2条は、業務の予定量であり、病床数は令和6年4月より結核病床6床の廃止に伴い、6床減の452床とし、年間患者数は入院を14万5,273人、外来を22万9,615人とし、1日平均患者数は入院を398人、外来を945人としたところであります。主要な建設改良事業は、1として医療機械器具整備事業であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額であり、病院事業収益は159億474万9,000円、病院事業費用は165億2,201万9,000円と定めるものであります。

2ページになります。第4条は、資本的収入及び支出の予定額であり、資本的収入は1億380万8,000円、資本的支出は16億4,938万8,000円と定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5億4,558万円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

第5条は、企業債であり、医療機械器具整備事業の起債限度額を6億9,790万円と定めるものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ記載のとおりであります。

第6条は、一時借入金の限度額を10億円と定めるものであります。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用であり、流用することができる場合は消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用と定めるものであります。

3ページになります。第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であり、職員給与費84億7,680万7,000円、交際費350万円と定めるものであります。

第9条は、重要な資産の取得及び処分であり、取得する資産を器械備品の心臓カテーテル用検査装置、内視鏡手術支援ロボットなど、記載のとおりとするものであります。

4ページになります。収益的収入であります。1款病院事業収益、1項医業収益は、前年より12億4,847万6,000円増の145億4,202万5,000円を予定したところであります。内訳といたしましては、1目入院収益で11億5,668万9,000円の増額、1人当たりの診療単価では7,738円増の7万1,868円、2目外来収益で1億599万3,000円増額、1人当たりの診療単価は578円増の1万6,670円、3目その他医業収益で1,420万6,000円減額を予定したものであります。

2項医業外収益は、前年度より5,255万6,000円減の12億7,377万8,000円を予定したところであります。内訳といたしましては、1目補助金で334万5,000円増額、6ページになります。2目負担金交付金で北海道市町村職員退職手当組合負担金制度の改正に伴い、市からの繰入金で7,129万円減額、4目長期前受金戻入で償却資産の財源としての補助金及び寄附金が増額したことにより1,973万1,000円増額を予定したものであります。

3項看護専門学校収益は362万3,000円減の6,769万円、4項院内保育事業収益は3,000円減の2,095万6,000円を予定したものであります。

8ページになります。5項特別利益は、前年度同額の30万円を予定したものであります。

10ページになります。収益的支出であります。1款病院事業費用、1項医業費用は8億1,753万3,000円増の161億9,021万円を予定したところであります。

内訳といたしましては、1目給与費で主に職員数の増に伴い2億8,655万9,000円増額、12ページになります。2目材料費で医業収益の増加に伴い5億3,856万1,000円増額、3目経費は最低賃金の上昇等に伴い委託料の増、原油価格、物価高騰に伴う燃料費や賃借料の増があるものの、エックス線発生装置の交換の減少による修繕費の減、燃料調整単価の減少に伴い、電気料減による光熱水費の減により1,324万9,000円減額を予定したものであります。

16ページになります。4目減価償却費で3,056万3,000円増額、5目資産減耗費で3,579万2,000円減額、6目研究研修費で1,089万1,000円増額を予定したものであります。

18ページになります。2項医業外費用182万7,000円増の8,869万4,000円を予定したところであります。内訳といたしましては、1目支払利息及び企業債取扱諸費で企業債利息の増に伴い115万5,000円増額を予定したものであります。

3項看護専門学校費用は446万4,000円減の1億5,034万6,000円を予定したところであります。

20ページになります。内訳といたしまして、2目経費で747万5,000円減額を予定したものであります。

22ページになります。4項院内保育事業費用は33万6,000円減の4,149万3,000円を予定したところであります。

5項特別損失においては3,108万6,000円増の5,127万6,000円を予定したところであり、主に北海道市町村職員退職手当組合事前納付金制度の廃止に伴い、令和4年度及び令和5年度の精算を令和6年度に行うものであります。

24ページになります。資本的収入であります。1項企業債は医療機械器具整備事業に係る借入予定額で970万円増の6億9,790万円、2項投資償還金は1目長期貸付金償還金で134万4,000円減の696万4,000円を予定したものであります。3項出資金は、1目一般会計出資金で国の交付税算定に基づいた市からの出資金において繰入れ基準となる企業債元利償還金の増に伴い1,884万5,000円増の3億9,994万3,000円を予定したところであります。

26ページになります。資本的支出であります。1項建設改良費は2目資産購入費で内視鏡手術支援ロボットなどの医療器具の整備を図るものであり、7億2,996万6,000円を予定したところであります。資産購入費につきましては、附属説明資料を添付しておりますので、ご高覧いただきたく存じます。

2項企業債償還金は1目元金償還金において5,067万5,000円増の8億9,332万2,000円、3項投資は1目長期貸付金において看護学生への修学資金の貸与を行うもので198万円減の2,610万円を予定したところであります。

28ページ以降は財務諸表など予算に関連する資料でありますので、ご高覧いただき、

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で各議案の提案説明を終わります。

◎休会の件について

○議長 多比良和伸君 お諮りします。

3月8日は、議案調査等のため本会議を休会したいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、3月8日は休会とすることに決定しました。

◎散会宣告

○議長 多比良和伸君 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後 1時36分